

施設基準

基本診療料の施設基準

- ・機能強化加算
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・一般病棟入院基本料(地域一般入院料2)
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算3
- ・看護補助加算1
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・データ提出加算1及び3
- ・入退院支援加算1
- ・認知症ケア加算2
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料3
- ・地域包括ケア入院医療管理料1
- ・病棟薬剤業務実施加算1
- ・入院食事療養(I)

特掲診療料の施設基準

- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算
- ・がん治療連携指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報提供料
- ・別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・検体検査管理加算(I)
- ・神経学的検査
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(I)
- ・運動器リハビリテーション料(I)
- ・呼吸器リハビリテーション料(I)
- ・廃用症候群リハビリテーション料(I)
- ・硬膜外自家血注入
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・看護職員処遇改善評価料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ・入院ベースアップ評価料
- ・酸素の購入単価



医療法人 公和会

横須賀病院

令和7年3月1日

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

- 当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。
- また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。
- 明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

後発医薬品使用体制加算3について

- 当院では、患者さんの安全性と薬剤の有効性、経済的負担の軽減を考慮して、ジェネリック医薬品の採用を進めています。
ジェネリック医薬品の使用については主治医にご相談ください。

機能強化加算について

当院では、「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算を算定しており、以下の取り組みを行っております。

- 生活習慣病や認知症等に対する治療や管理を行います。
- 他の医療機関で処方されるお薬を含め、服薬状況等を踏まえたお薬の管理を行います。
- 予防接種や健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
必要に応じ、専門の医療機関をご紹介します。
- 介護保険や保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- 必要に応じ、訪問診療や往診に応じます。
- 体調不良時等、患者様からの電話等による問い合わせに対応しています。

一般名処方加算について

- 当院では、後発医薬品のある医薬品について特定の商品名ではなく医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。
「一般名処方」とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。
あえて特定の商品名を指定しないことにより、医薬品の供給不足が生じた場合に有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができるため、必要な医薬品が提供しやすくなるというメリットがあります。

病棟薬剤業務実施加算1について

- 当院では、病棟薬剤業務実施加算1の届出を行っております。
担当薬剤師が、病棟において、勤務医の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に努めています。

180日超入院に係る保険外併用療養費について

- 同一の疾病又は傷病による通算入院期間（他院の入院期間を含む）が180日を超える患者さんは、保険外併用療養費（選定療養）として、1日つき1,760円/日（入院基本料の15%）をご負担いただきます。

■ 医療情報取得加算・医療DX推進体制加算について

- 当院では、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を実施しています。質の高い診療を実施するため、受診歴、薬剤情報、特定検診情報、その他必要な診療情報を取得し、それを活用して診療を行います。



医療法人 公和会

横須賀病院

令和7年3月1日